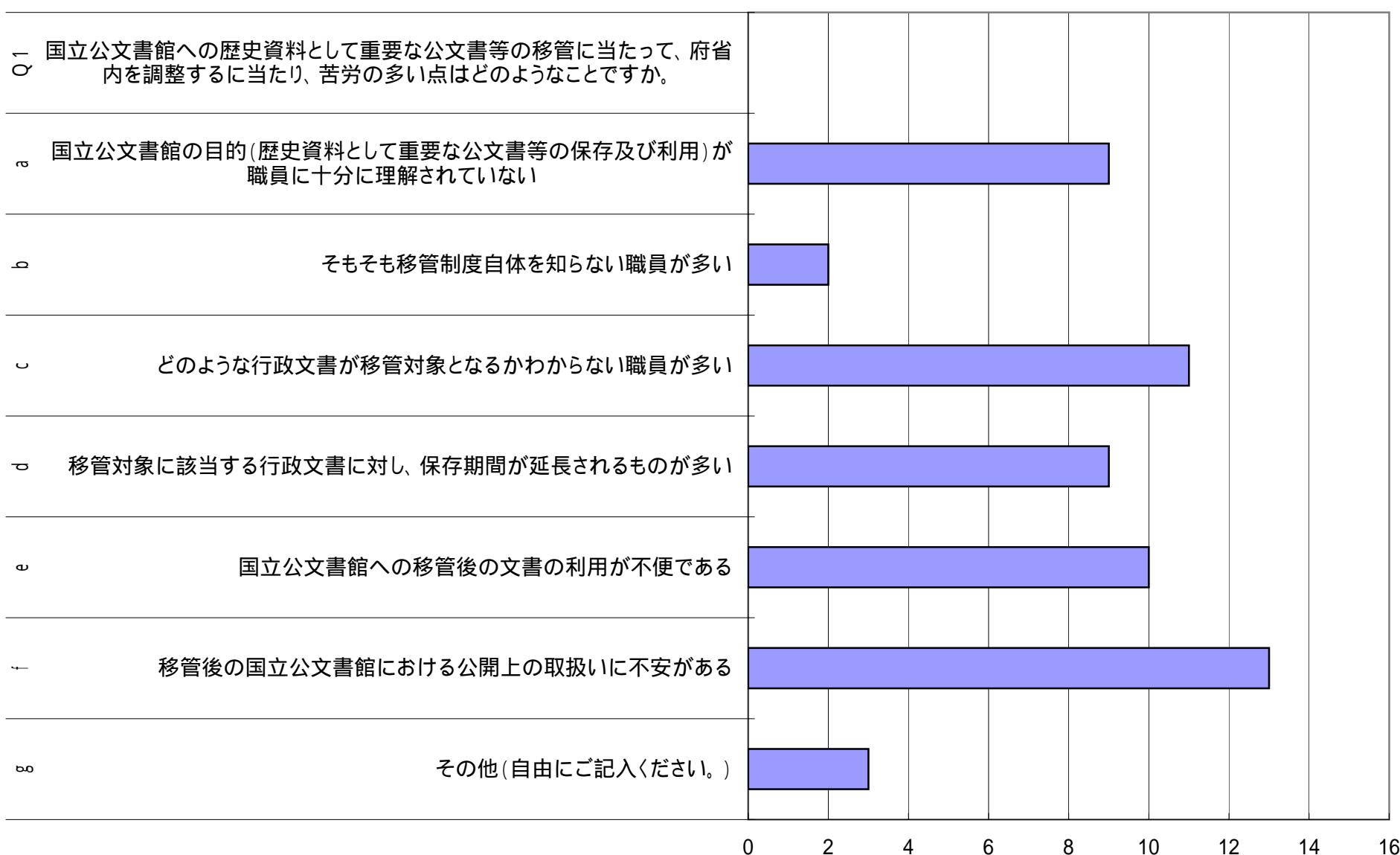


歴史資料として重要な公文書等の移管に関するアンケート結果

平成 16 年 3 月 22 日
内閣府

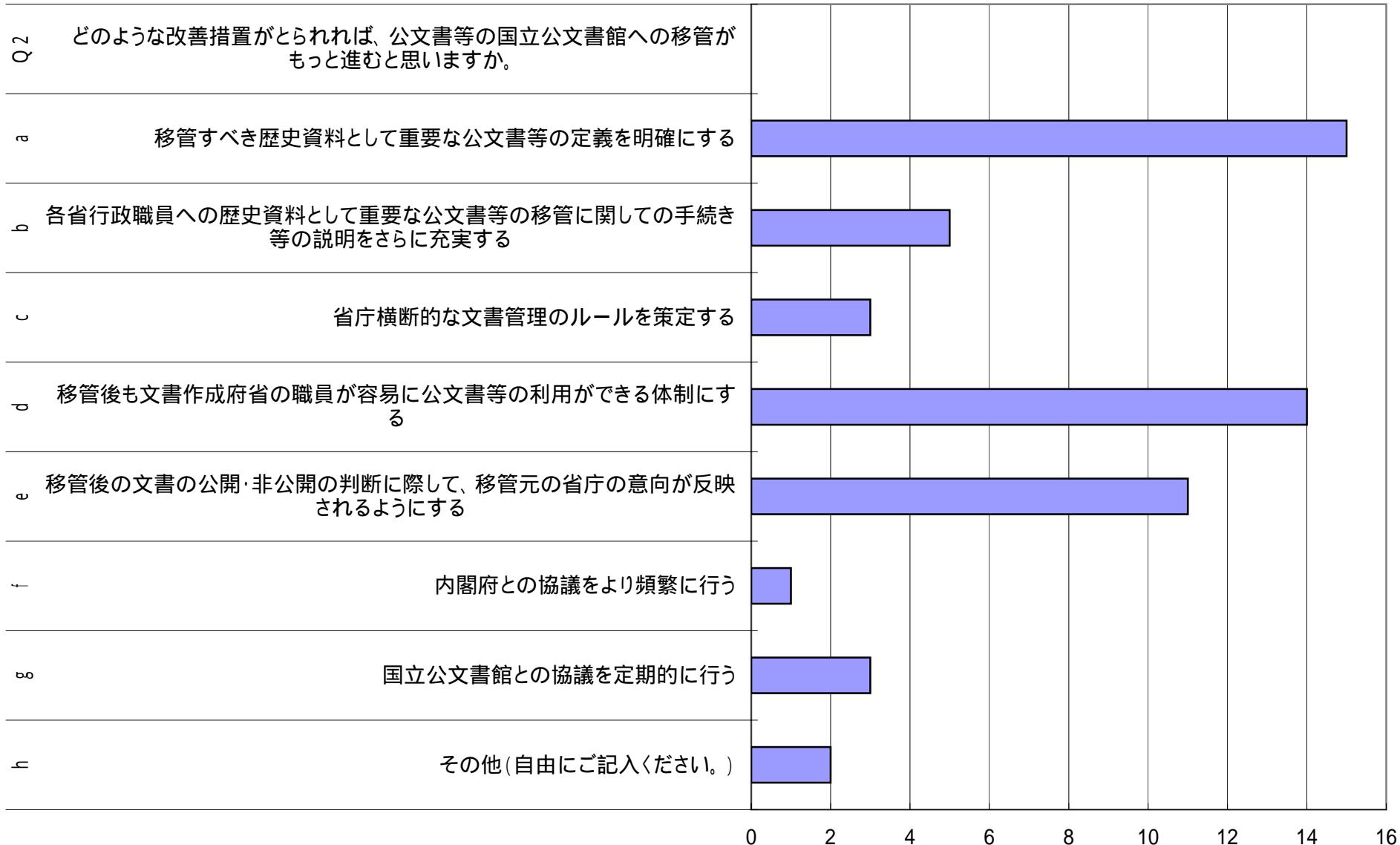


歴史資料として重要な公文書等の移管に関するアンケート(自由記述分)

Q1

g その他(自由にご記入ください。)

- ・移管の可否の裁量は多く文書管理者の決断に負っているが、e)f)等に係る移管後の禍根等を懸念し、躊躇・忌避する傾向が大きいのではないか。
- ・移管する公文書等に含まれる不開示情報の判定に時間を要する。
- ・情報公開法施行後、従来から行なっていた移管形態を変更せざるをえなくなり、簿冊を解体しファイルに再編集している。
- ・前年度廃棄で了解されたものが次年度は歴史資料として移管を求められたため廃棄・移管計画に支障を生じている。
- ・各省庁が保有する保存期間が満了する公文書等の廃棄に当たり、内閣府(国立公文書館)との協議を経た後でなければ一切廃棄できないとする現在の制度の根拠が不明であり、省内の効率的な文書管理に支障が生じている。



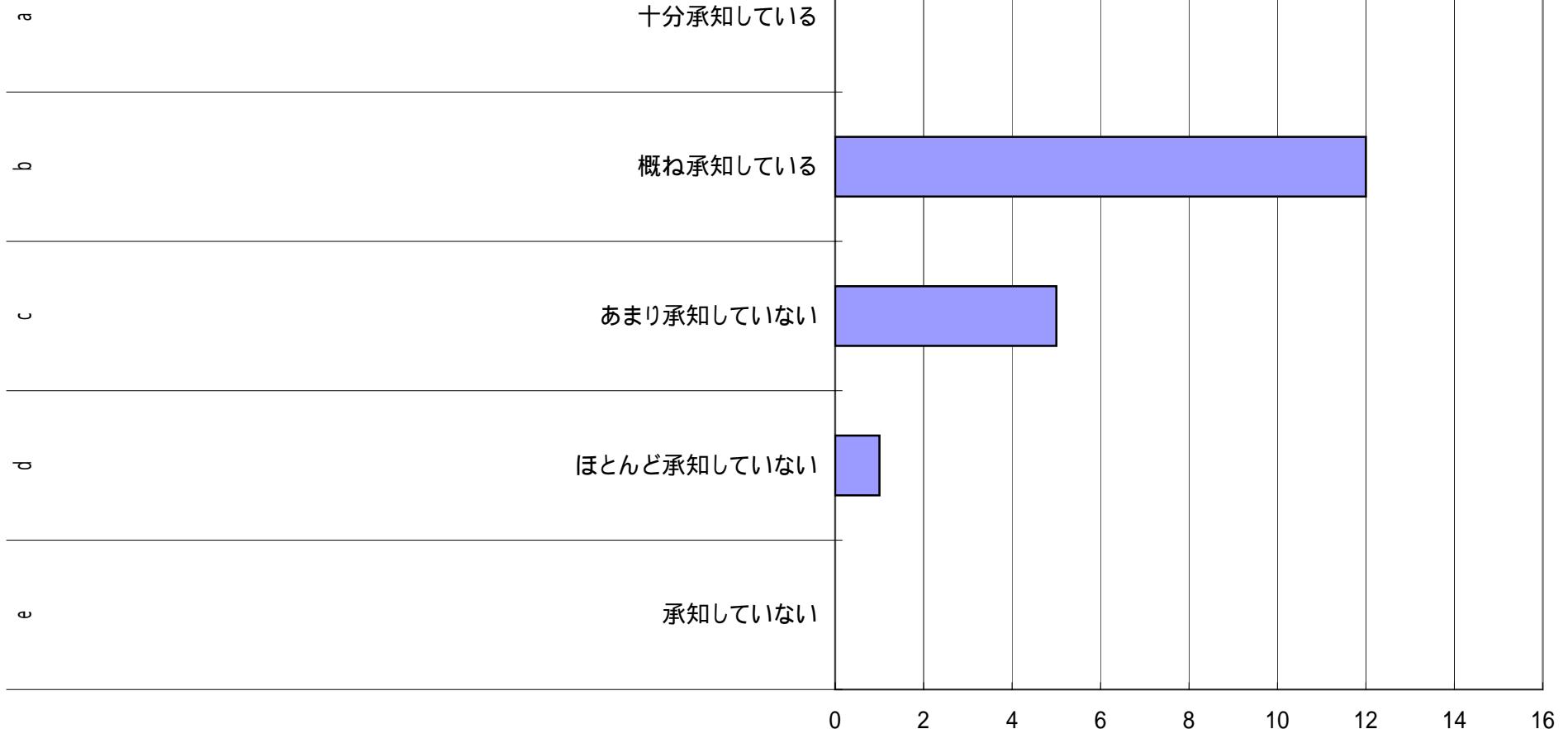
歴史資料として重要な公文書等の移管に関するアンケート(自由記述分)

Q 2

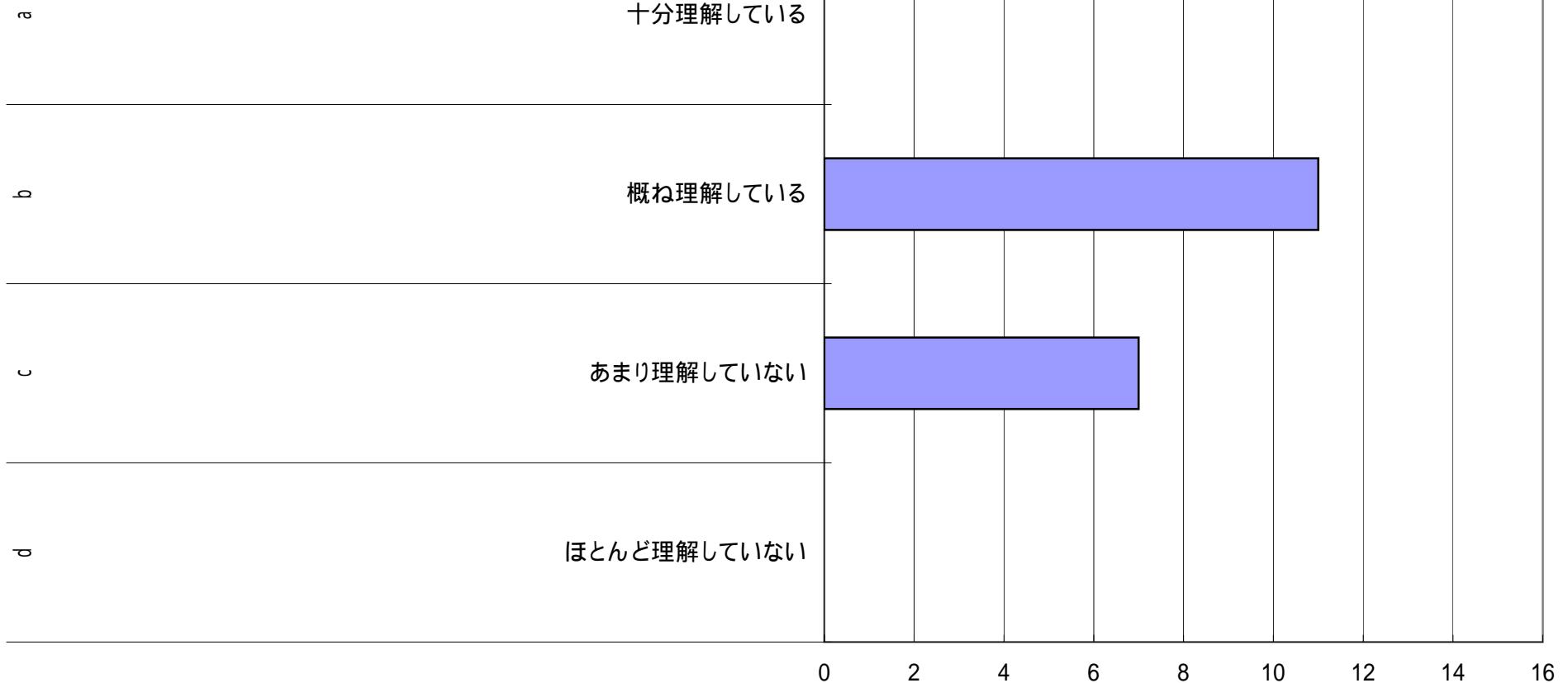
h その他(自由にご記入ください。)

- ・毎年度、全省庁における移管関係事務量は膨大であり、要員等の将来事情等を考慮すれば、歴史資料の定義の明確化、説明会の充実、頻繁な協議等といった対処療法的な発想だけでなく、この際、30年という長期保存文書は期間満了時に全て公文書館への移管・収管を義務付ける等といった大胆な施策が望まれる。
- ・行政文書の保存期間満了前に現用性が失われた公文書で歴史資料として重要なものは、保存期間満了前でも移管することを前提に国立公文書館へ引き渡せるようにする。
- ・国立公文書館から公文書を移管する前に歴史的な観点からみて重要な出来事を示してほしい。
- ・機構定員関係資料等、全ての行政機関が移管した行政文書が揃って意味がある行政文書の移管方法を明確にする。

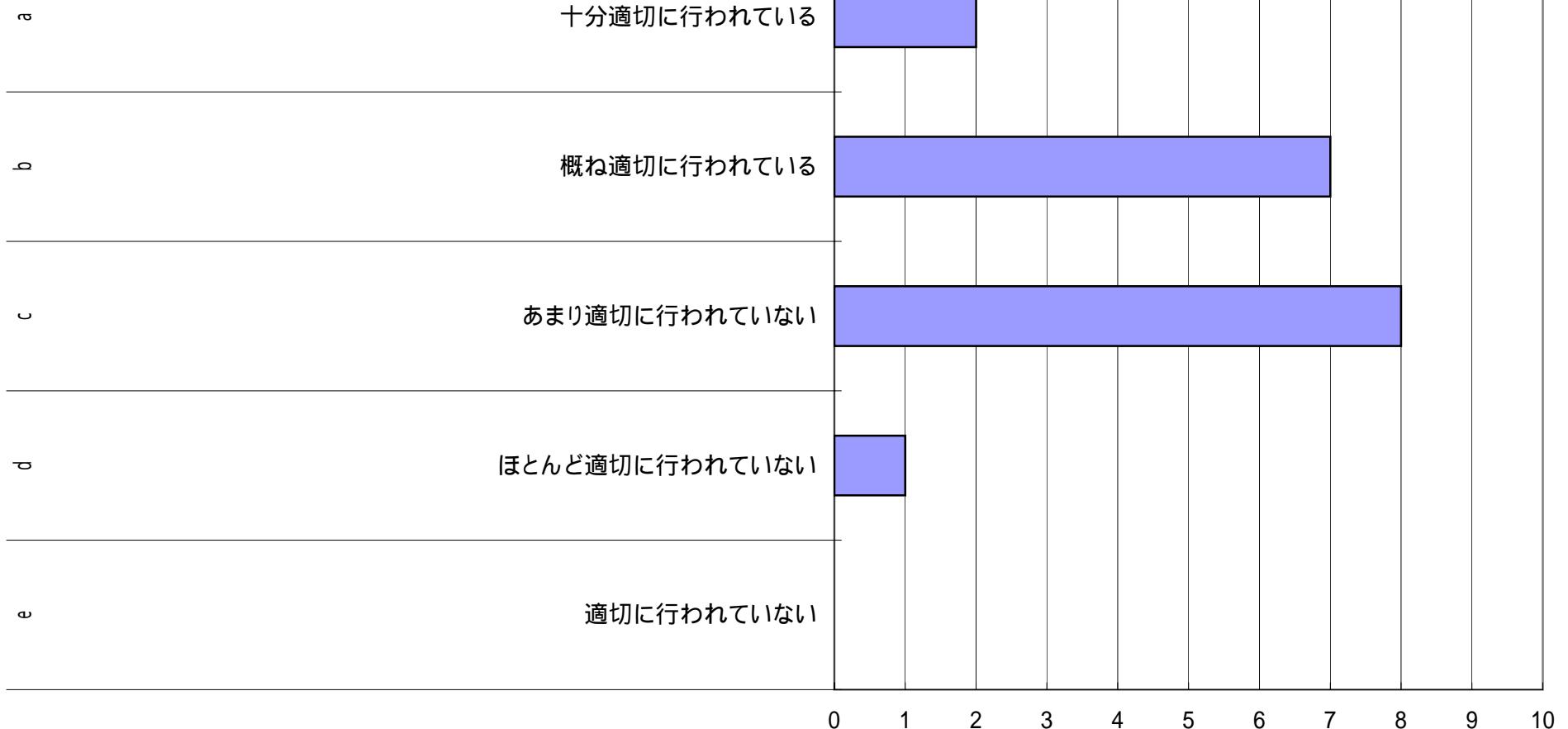
Q3 保存期間が満了した行政文書については、廃棄にあたり、歴史資料として重要な公文書等は国立公文書館へ移管しなければならないことが法令等に規定されていますが、このことについて、各部局各課等の文書管理者担当者は十分承知していますか。

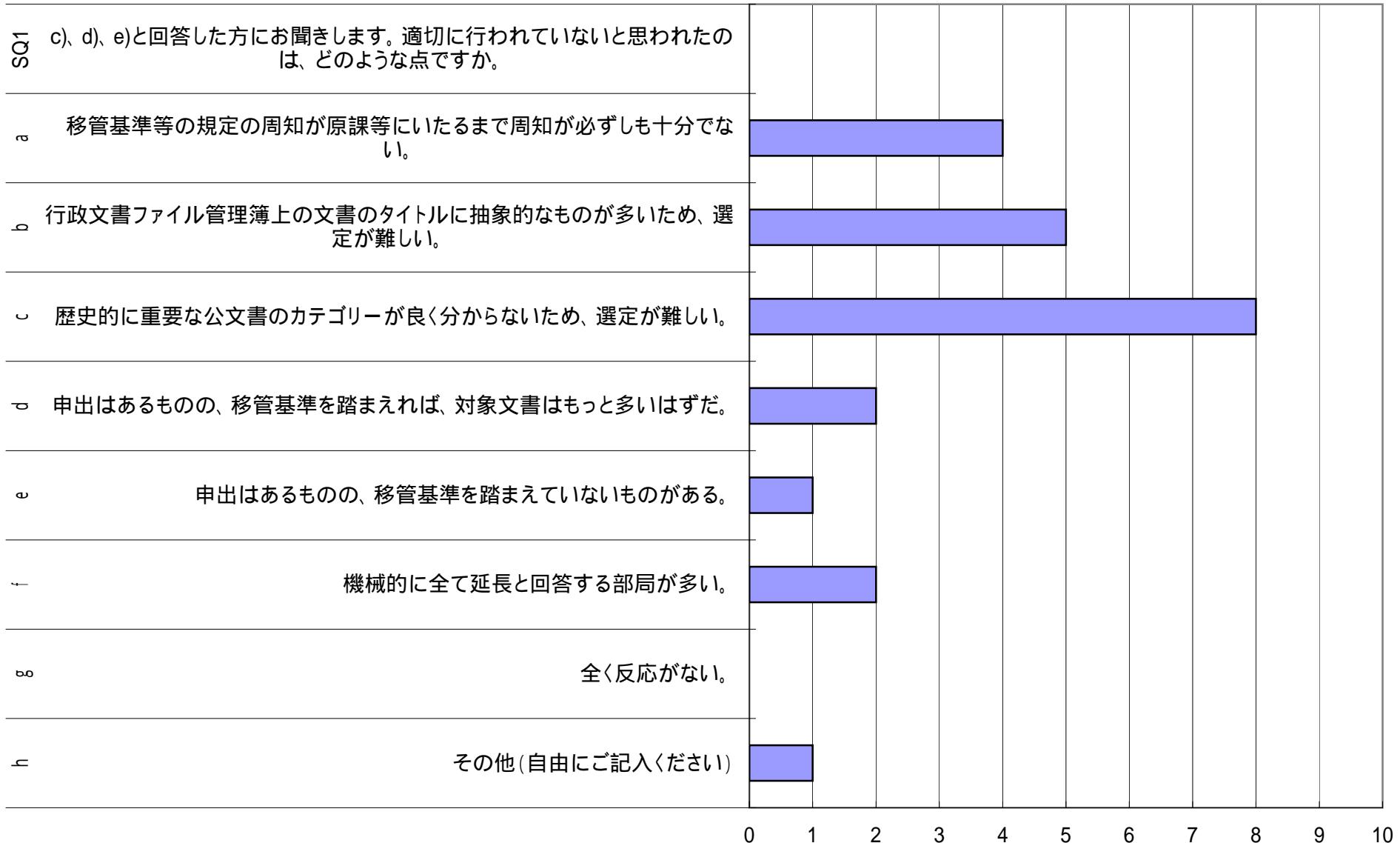


Q4 移管対象となる行政文書の範疇については、平成13年3月30日付けの閣議決定、官房長等申合せ、文書課長等申合せで定められていますが、これらの内容について、各部局各課等の文書管理者担当者は理解していますか。



Q5 毎年度当初(6月)、内閣総理大臣から各府省庁の長に対して、「歴史資料として重要な公文書等の申出」について依頼していますが、貴府省においては
Q 移管対象の申出に先立って、各部局各課等の段階において、移管対象公文書等の選定は適切に行われていると思いますか。





歴史資料として重要な公文書等の移管に関するアンケート(自由記述分)

Q 5 SQ1

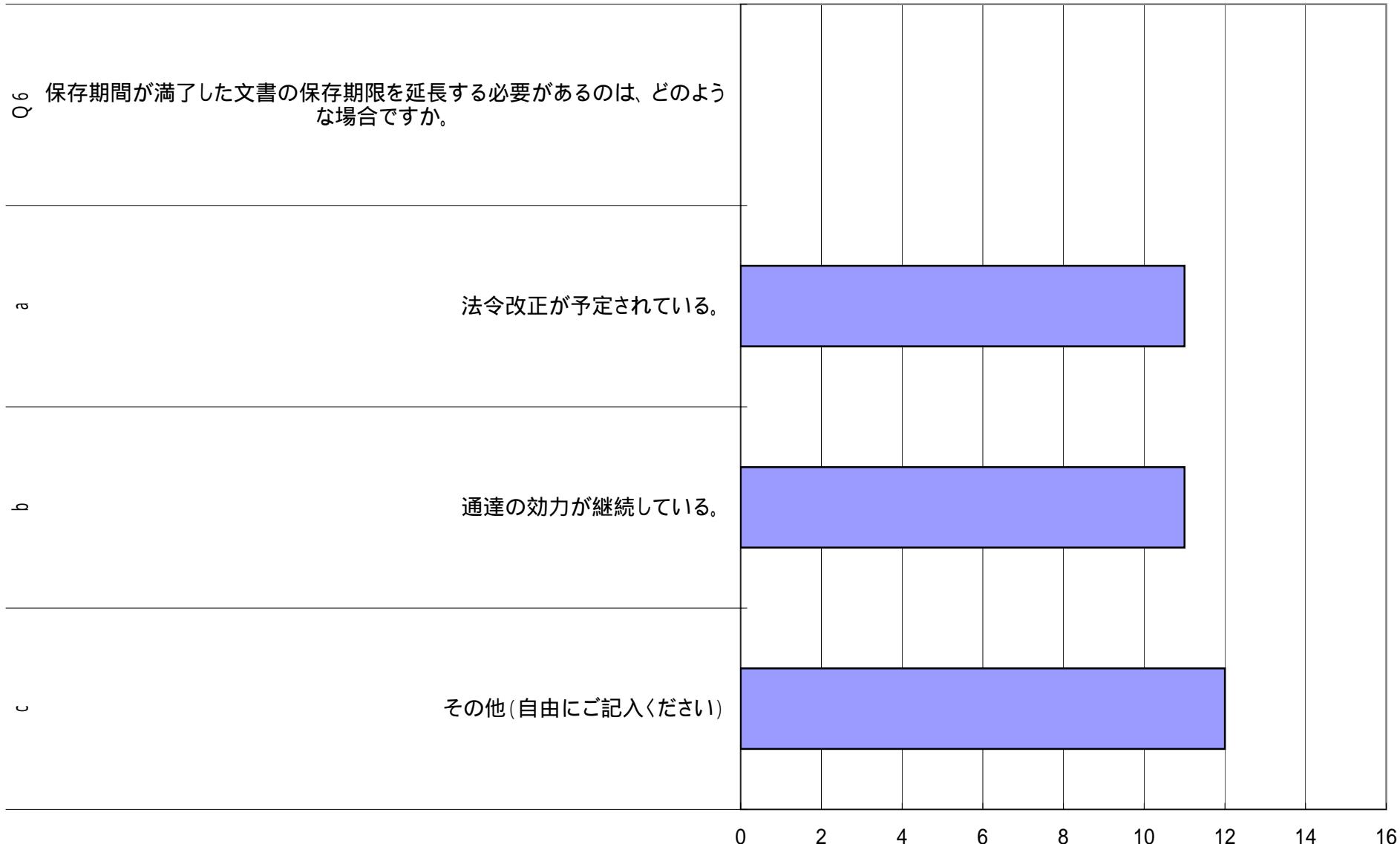
h その他(自由にご記入ください。)

・平成15年度移管において、公文書館から移管対象となる行政文書を指定し、協議がなされたことは、カテゴリーが良く分からない各部局、各機関にとって大変有難かった。

歴史資料として重要な公文書等の移管に関するアンケート(自由記述分)

SQ2 その原因は何だと思われますか。また、それを改善するにはどのようにすればよいと考えられますか。(自由にご記入ください。)

- ・歴史資料としての判断基準が明確とはいえず、担当者ごとに異なる取り扱いとなるため、具体的な判断基準が必要と思われる。
- ・省庁における現実の文書管理の実態は、多分に縁の下的であって、新規採用者の腰掛け的勉強の場、一般論的には男女とも高・熟年者の特異な配属先となっている嫌いはないか。それらのことから、タイムリーにスピーディに時宜を得た対応が出来かねる部分も出ているのではないか。
- ・一方においては、新聞論調「日本の公文書館の要員数は諸外国の比ではない」等にも見られるように、一体、公文書管理というものの位置付けそのものが何処か軽んじられている傾向がある、本来、重要であるべき仕事が疎かにされてしまっている風潮はないか。
- ・公文書管理百年の大計を考えれば、この辺りについても、抜本的な方策を講じることとしなければ、立派な閣議決定や官房長申合せ等の精神もいきてこないし、生かし得ないということになるのではないか。
- ・「歴史資料として重要な公文書」についての明確な基準、もしくは、具体的な例を示していただくとよい。(現状では、移管すべき公文書の明確な基準や例がしめされていないと考える。)
- ・「歴史資料の国立公文書館への移管」について、いまだ制度として定着していない様子。
公文書館の職員との協議を定期的に行なう等、本移管に関する情報を各職員に頻繁に流すなどして、職員の意識改革を図る必要がある。
- ・歴史的に重要な公文書の対象となるものに、どのようなものが適合するのかが閣議決定及び各申し合わせを見ても包括的にしかつかめない点に原因があると思われる。
今後においては、諸外国の公文書館において保管されている公文書の実態も踏まえ、より具体的で詳細な事項を定めたものが必要になるのではなかろうか。
- ・歴史資料として重要な公文書等に該当するか否かが各担当者で異なることが原因だと思われる。
移管対象となる公文書等の範囲を具体化する必要があるのではないか。
- ・移管すべき歴史資料として重要な公文書等の定義を明確にし、国の安全等に際して業務遂行上、支障がある場合を除き、移管対象公文書等の移管を厳守させるような通達等を考えていただきたい。(必要な場合は、コピー等を取得すればよいと考える。)
- ・歴史的価値の定義が曖昧なため、担当者も判断が難しく感じているところ。
たとえば長期的に見ないと価値觀があがるかどうかわからないような行政文書が多く存在するため。
昔であれば、定義的に「閣議請議文書」があてはまっていたが、現在はそういう区分けが存在しないため。
改善方法としては、最低でも「閣議請議文書はすべて該当」等、確実に移管対象であるような文書を指定していただきたい。そうすれば、それにあわせて、下位の関連する起案文書も移管対象として判断しやすいのではないかと思います。
- ・各課の文書管理担当者に対する移管についての説明が十分でないことによると思われる所以、説明会を開催して、移管対象となる行政文書についての理解を深める必要がある。

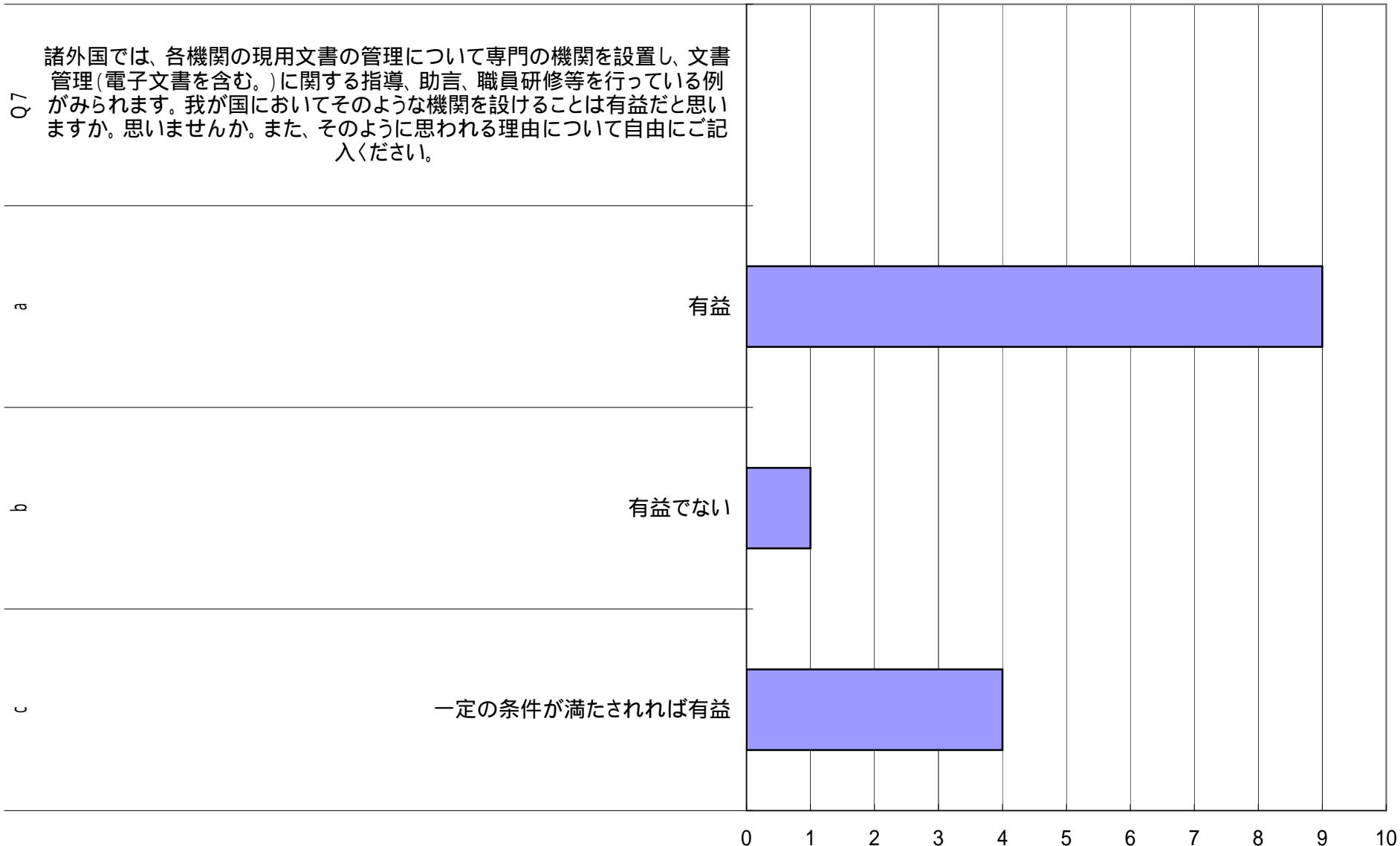


Q 6

c その他(自由にご記入ください)

現用文書として、保管しておく必要があるもの。

- ・各部署の事務は、過去の経緯に連続・関連した事柄が多く、諸事において、臨機に対応するためには、座右に置いて「何時でも見られる」利便さを確保しておきたいというのが本音ではないかと思われる。
- ・文書の保存期限満了後も、当該文書を業務上使う場合
- ・業務の参考資料とする必要がある。
- ・他の業務に関連するため
- ・執務を行なうための参考資料等として必要とするため
- ・保存期間が満了した文書の数が膨大であり、廃棄等の審査が現状では不可能なため。
- ・地方自治体等からの申請承認を行なうにあたり、過去に遡って内容を確認する必要があるため。
- ・そもそも保存期限の設定に誤りがある。
- ・多忙の中、原課の担当者に移管or廃棄という判断をする時間がないことと、年度途中(保存期間中)ということもあり、年度末まで回答しかねる。という回答が多い。
- ・保存期間満了後においても、業務上必要となる場合が多いため。



歴史資料として重要な公文書等の移管に関するアンケート(自由記述分)

Q7

a 有益(理由)

- ・同機関の設置により、文書管理の専門家と接する機会が増えるとともに、同専門家の数が増えることが期待され、文書管理に対する職員の意識が高まる。
- ・各機関共通の具体的な文書管理手法の指導が可能となる。
- ・各府省において横断的な文書管理ができ、公文書の作成、利用、保存に大きな役割を果たすと考えられる。
- ・統一的な視点から指導、助言等が徹底されるのであれば有益だと思います。
- ・文書管理が体系的に行なわれ、移管事務についても高度化、効率化が図られるため
- ・歴史的価値の有無というのは原課及び文書担当者の判断に任せているのが現状だが、実際には、専門の機関を各府省庁なり、公文書館なりに設置し、指導・育成にとどまらず判断するための助言等は必要。近年の公文書移管の規則では、最悪な例として、歴史的価値が無いものに対しても「各府省庁の判断があるため」という理由だけでスルーしている部分が見受けられるため。
- ・効率的な文書管理に関する専門的知識を持つ職員がいないので、研修を行なうことは有益と思われる。

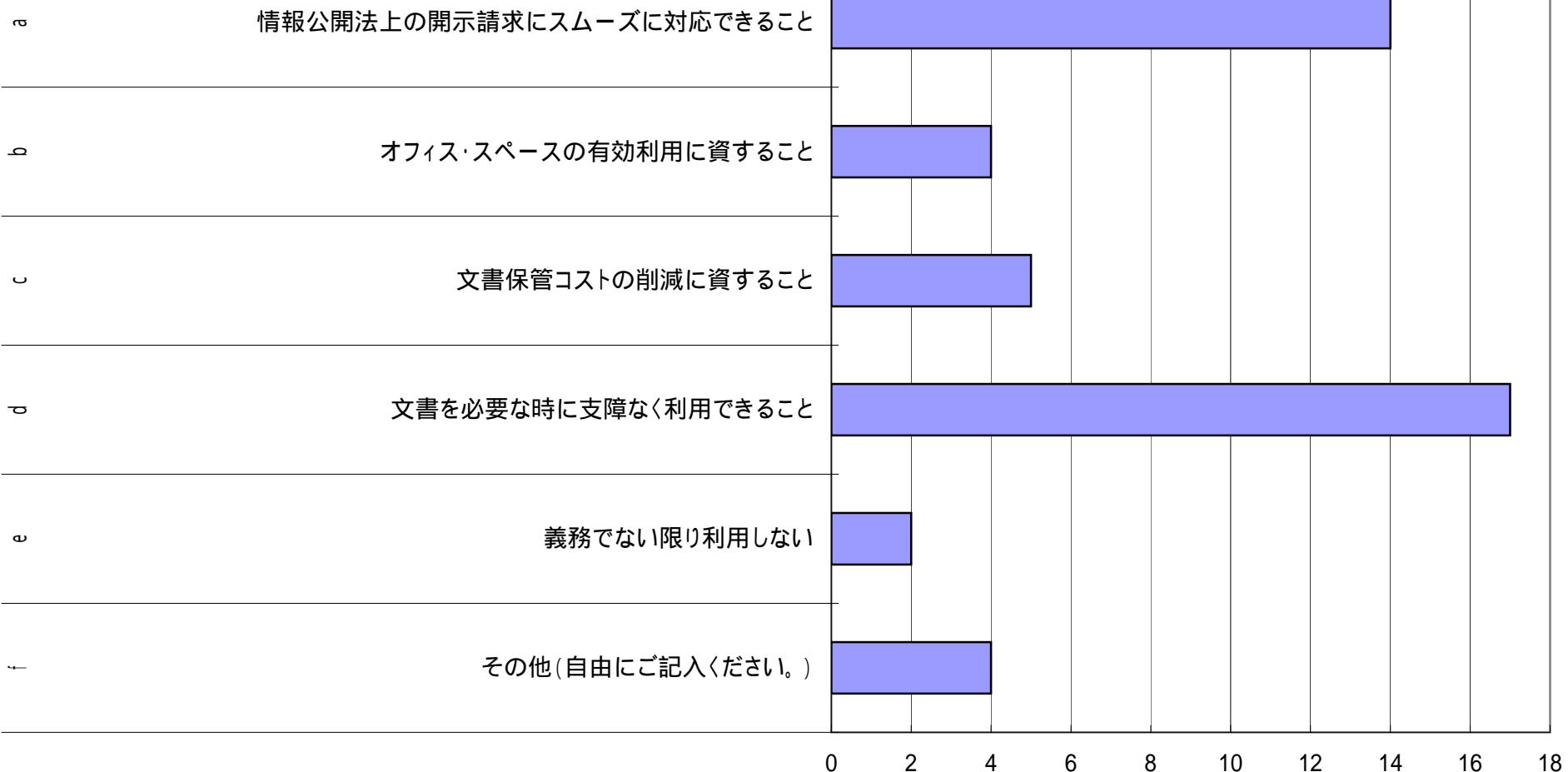
b 有益でない(理由)

- ・各省庁とも、日常的、現実的な文書管理については、既に定着した型があり、こと文書管理に関して、あえて新設機関をして指導、助言等をさせる策は屋上屋を重ねることとならないか。少なくとも移管の促進方に繋がるとは思えない。

c 一定の条件が満たされれば有益(条件)

- ・守秘義務の整備
- ・現状よりも効率的な文書管理の方法が提案されるのであれば有益
- ・新たに専門機関を設置する方法ではなく、国立公文書館を拡充し、その中に専門の組織を設けて行なう方法が良いと考える。
- ・各省庁に文書管理に関する専門家の配置が必要
- ・保存期間延長に関して一定の制限を定めることが必要

Q8 我が国について、国の機関、あるいは、国立公文書館において、共用の書庫(いわゆる中間書庫)を設置した場合、このような書庫の利用を前向きに検討するのは、当該書庫がどのような条件をみたした場合ですか。



歴史資料として重要な公文書等の移管に関するアンケート(自由記述分)

Q 8

† その他(自由にご記入ください。)

・秘密情報の適切な管理

・利用頻度が少なくなった文書であっても、国会等への質問対応のため、急に必要となる場合が考えられることから、保存場所は役所の近くに設置されていることが望ましく、夜間における対応もお願いできるとよいと考える。

・文書に含まれる情報等が漏洩しないよう万全の対策を講じること

・場所の利便性

SQ1

e)と回答した方にお聞きします。利用しない理由は何ですか。

a

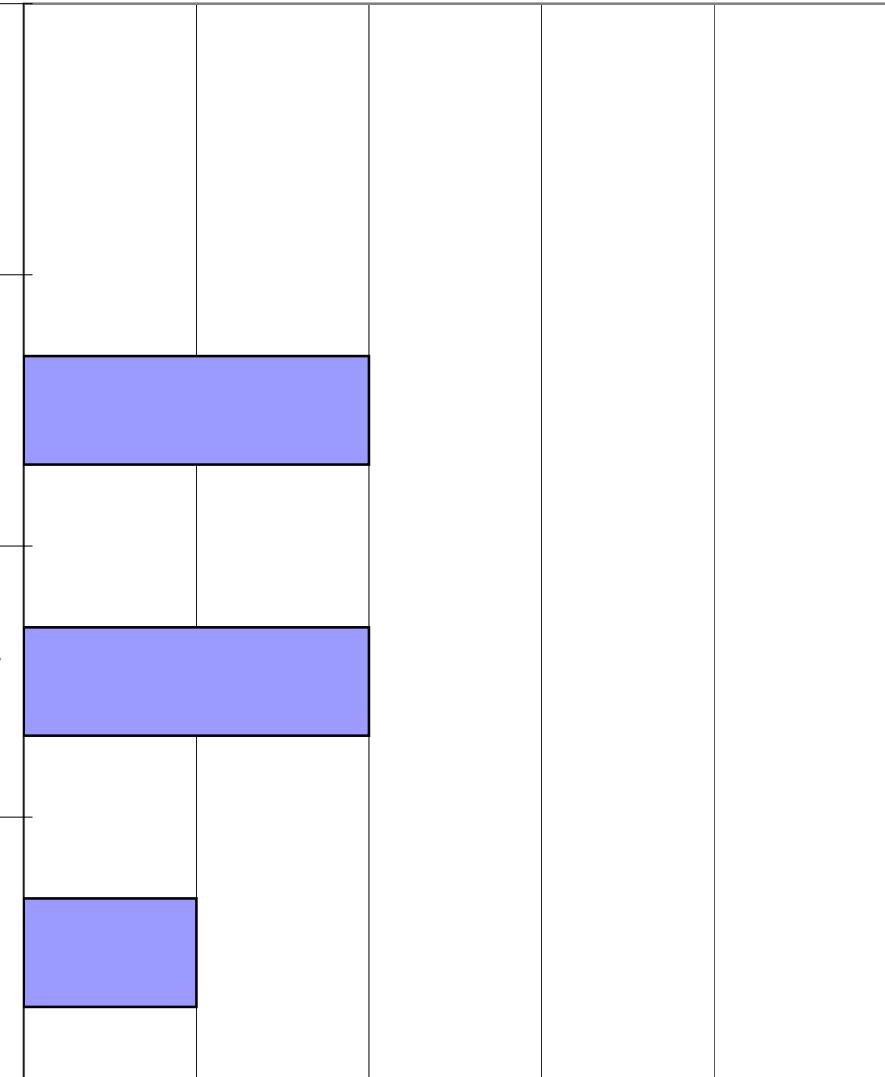
情報公開への適切な対応に不安が残る。

b

保存期間内の文書は、すべてただちに使用できるような状態で保管されなければ、業務に支障が出る。

c

その他(自由にご記入ください)



0 1 2 3 4 5

歴史資料として重要な公文書等の移管に関するアンケート(自由記述分)

Q 8 SQ1

c その他(自由にご記入ください)

- ・全ての公文書が開示か不開示かの俎上に載せられている現下において、各省庁からの移管の申し出に依存している現状制度では、保存期間の延長か廃棄かの選択肢を選びがちとなり、移管数の漸減・横ばい傾向からの脱却はなかなか難しいのではないか。
- ・諸外国等の前例も参考にして、中間書庫的な機関の設置を検討し、保存期間の満了した全ての公文書を一括引き取らせ、その内から「歴史資料もの」について公文書館が引き取るといったようなシステムを検討できないか。
- ・中間書庫的な機関ができたとしても、保存期間満了前の文書まで対象とするのは、現実の文書(情報)管理業務に照らして余り効果的な策とは思えない。
- ・長期保存文書の期間満了後における一括移管制度が確立され、移管後の開示、閲覧利用の利便性等の後顧の憂い無くなれば、各省庁側から「積極的に移管したくなる」ような環境が段々と整ってくるのではないか。
- ・将来への検討はさておき、公文書館への当面の移管数増大を念頭とするならば、閣議決定や官房長申合せ等の崇高な精神が、ペーパー情報としてではなく、真に重要情報として省庁幹部に認識され、それが効果的に下達されていく方策構築が課題ではないか。
- ・事務段階における現実的対応においては、各省庁の文書管理者がそれぞれ持っているであろう移管後への懸念、それから派生する忌避心等をどう払拭していくかが大きな課題であるが、上位の者の判断一つ(天の声)が最も手っ取り早い妙薬、即効薬ということではないか。
- ・公文書館としても、原議と一体のものに限るとか、ファイル管理簿に登載されているものに限るとかいった枠をはめて、移管の自由度を妨げているようなところはないか。
- ・公文書館においても移管後における公文書の開示不開示等について、移管元の意向要望を最大限尊重する立場であることを改めて明確に表明されるとともに、移管検討対象物件は、行政文書ファイル管理簿への登載の有無を問わず、かつ、廃印された公印の如きもの、或いは印刷物、刊行物、各種ポスター、写真等の類でも移管の範疇に入れて差し支えない旨を広く事務的に周知されることが肝要ではないか。